

12. 認定基準に適合していることの説明

| 基準 | 項目 | 説明 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と | 意義及び目標に関する事項 | <p>意義については、第1章で久留米市における取り組み経緯と市民ニーズから「コンパクトで賑わいのある都市づくりの必要性」を記載している。</p> <p>目標については、第3章で中心市街地全体の2つの基本方針と3つの目標を掲げ、ここに見合った数値目標を設定している。</p> |
| | 認定の手続 | <p>当基本計画の内容については、久留米市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成20年1月21日付けで答申を受けている。(第9章参照)</p> |
| | 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項 | <p>中心市街地の位置及び区域は、JR久留米駅と西鉄久留米駅を結ぶ都市軸エリア153haとし、各要件を満たしている。</p> |
| | 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 | <p>久留米市の推進体制[中心市街地活性化推進室、街なか再生推進本部]を整備し、中心市街地活性化協議会との良好な関係の上で、各種事業について総合的かつ一体的推進する体制を整えている。</p> <p>(第9章参照)</p> |
| | 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項 | <p>・都市計画手法の活用、都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用、都市機能集積のための事業等については、第10章に記載している。</p> |
| | その他中心市街地の活性化に関する重要な事項 | <p>・住民参加と市職員の連携、歴史的文化的市下の活用、快適な歩行者空間の確保、イベントとの連携、及び久留米市新総合計画等との整合について第11章に記載している。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと</p> | <p>目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること</p> | <p>基本計画には、基本コンセプト及び2つ の基本方針、3つの目標を達成するために 必要な4から8までの事業等掲載してい る。</p> <p>基本コンセプト 「人に優しいスローライフが輝く街」 2つの基本方針 「市民活動が活発に行われる街づくり」 「高齢者や子育て世代が安心して住み やすいづくり」 3つの目標 「市民活動による賑わいのある街」 「多様なサービスが受けられる利便性 高い街」 「便利な生活環境のもとで住み続けたい街」</p> |
| | <p>基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること</p> | <p>基本計画に記載している各種事業等 を実施することによって、数値目標に寄与で きるよう合理的に説明している。(第3章 参照)</p> |
| <p>第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること</p> | <p>事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと</p> | <p>基本計画に記載している全ての事業に ついては、事業主体が特定されており、各 事業の調整・連携を図りながら、円滑かつ 確実に実施されると見込まれる。</p> |
| | <p>事業の実施スケジュールが 明確であること</p> | <p>基本計画に掲載している全ての事業に ついて、平成24年度までに事業完了また は着手できる実施スケジュールとなっ ている。</p> |